

○幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則

平成4年11月24日

規則第42号

改正 平成5年9月29日規則第30号

平成5年9月29日規則第31号

平成6年9月30日規則第32号

平成7年7月31日規則第24号

平成8年10月4日規則第18号

平成8年11月25日規則第20号

平成9年12月25日規則第17号

平成10年3月31日規則第7号

平成10年6月25日規則第24号

平成10年7月31日規則第25号

平成11年3月19日規則第5号

平成13年3月14日規則第4号

平成13年3月27日規則第7号

平成13年9月25日規則第29号

平成14年10月4日規則第39号

平成16年2月27日規則第5号

平成17年6月30日規則第22号

平成17年12月27日規則第34号

平成18年8月11日規則第41号

平成19年3月29日規則第9号

平成20年3月25日規則第4号

平成21年3月26日規則第12号

平成21年6月19日規則第24号

平成24年7月6日規則第21号

平成24年8月1日規則第23号

平成25年11月15日規則第29号

平成26年9月24日規則第14号

平成26年9月26日規則第17号

平成28年3月29日規則第10号

平成29年12月28日規則第18号

注 平成11年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第26号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平13規則4・一部改正)

(条例第2条第1項の規則で定める程度の障害の状態)

第2条 条例第2条第1項に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第1のとおりとする。

(平13規則4・平18規則41・一部改正)

(条例第2条第2項の規則で定める児童の状態)

第3条 条例第2条第2項に規定する規則で定める児童の状態は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 児童の父又は母と生計を同じくしているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。
- (2) 父又は母の配偶者に養育されているとき。ただし、その者が次条に定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(平29規則18・一部改正)

(条例第2条第2項第3号の規則で定める程度の障害の状態)

第4条 条例第2条第2項第3号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表第2のとおりとする。

(平13規則4・平18規則41・一部改正)

(条例第2条第2項第5号の規則で定める児童)

第5条 条例第2条第2項第5号に規定する規則で定める児童は、次の各号のいずれ

れかに該当する児童とする。

- (1) 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第1項の規定による命令（母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童
- (3) 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (4) 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- (5) 前号に該当するかどうか明らかでない児童

（平24規則23・平25規則29・一部改正）

（条例第2条第5項の規則で定める社会保険各法）

第6条 条例第2条第5項に規定する規則で定める社会保険各法は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

（平13規則4・平13規則29・平18規則41・一部改正）

（条例第3条第3項第3号の規則で定める施設）

第7条 条例第3条第3項第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設（母子生活支援施設を除く。）
- (2) 前号に掲げる施設のほか、条例第3条に規定する対象者、対象者に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設

（平11規則5・平13規則4・平18規則41・平20規則4・平21

規則 24・平 24 規則 23・一部改正)

(条例第 3 条第 3 項第 5 号の規則で定める医療費支給事業)

第 8 条 条例第 3 条第 3 項第 5 号に規定する規則で定める医療費支給事業は、次のとおりとする。

- (1) 幸手市子ども医療費支給に関する条例（昭和 48 年条例第 17 号）に基づく医療費支給事業
- (2) 幸手市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和 50 年条例第 24 号）に基づく医療費支給事業

(平 17 規則 34・全改、平 18 規則 41・平 21 規則 12・平 21 規則 24・平 24 規則 23・一部改正)

(条例第 4 条第 1 項の規則で定める額)

第 9 条 条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次に掲げる児童の養育者を除くひとり親等にあつては別表第 3、次に掲げる児童の養育者にあつては別表第 4 のとおりとする。

- (1) 条例第 2 条第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (2) 第 5 条第 3 号に該当する児童であつて、かつ、父又は母がないもの
- (3) 父母が法令により引き続き 1 年以上拘禁されている児童
- (4) 第 5 条第 4 号に該当する児童であつて、母が死亡したもの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) 第 5 条第 5 号に該当する児童

2 条例第 4 条第 1 項第 2 号に規定する規則で定める額は、別表第 5 のとおりとする。

(平 13 規則 4・平 18 規則 41・平 24 規則 23・一部改正)

(条例第 4 条第 1 項の所得の範囲)

第 10 条 条例第 4 条第 1 項に規定する所得の範囲は、申請日の前年の所得（1 月から 6 月までに申請するものについては前々年の所得、条例第 8 条第 2 項の規定により申請するものについては対象となる年の前々年の所得。以下同じ。）のうち、次に掲げる所得とする。

(1) 地方税法（昭和25年法律第226号）第4条第2項第1号に掲げる道府県民税（都が同法第1条第2項の規定によって課する同法第4条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の道府県民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得（母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金（以下「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」という。）に係るものを除く。）

(2) 条例第3条第1項第1号に規定する母の場合にあってはその監護する児童の父から、同号に規定する父の場合にあってはその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から、当該児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得（当該児童の世話その他の役務の提供を内容とするものを除く。以下「養育費所得」という。）

2 条例第3条第1項第1号に規定する母の場合にあってはその監護する児童が父から受ける養育費所得は、母の所得とみなし、同号に規定する父の場合にあってはその監護し、かつ、これと生計を同じくする児童の母から受ける養育費所得は、父の所得とみなす。

（平16規則5・全改、平17規則22・平18規則41・平26規則17・平29規則18・一部改正）

（条例第4条第1項の所得の額の計算方法）

第11条 条例第4条第1項に規定する所得の額は、その年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の道府県民税に係る地方税法第32条第1項に規定する総所得金額（母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等に係るものを除く。）、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第1項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第1項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第4項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第

6項に規定する条約適用配当等の額及び養育費所得の金額の100分の80に相当する金額（1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に掲げる者については、当該各号に定める額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第6号に規定する控除を受けた者 その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

(3) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第8号に規定する控除を受けた者（母及び父を除く。） 27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）

(4) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法第34条第1項第9号に規定する控除を受けた者 27万円

(5) 当該年度分の道府県民税につき、地方税法附則第6条第1項に規定する免除を受けた者 当該免除に係る所得の額

（平13規則4・平14規則39・平16規則5・平17規則22・平19規則9・平26規則17・平29規則18・一部改正）

（条例第4条第2項の規則で定める特例）

第12条 条例第4条第2項に規定する規則で定める特例は、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅、家財又は主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋、機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者がある場合、その損害を受けた日から翌年の12月31日までの条例第7条に規定するひとり親家庭等医療費（以下この条に

において「ひとり親家庭等医療費」という。)の支給について、その損害を受けた年の前年又は前々年における当該被災者の所得に関しては、条例第4条第1項の規定を適用しないものとする。

2 前項の規定の適用により同項に規定する期間に係るひとり親家庭等医療費が支給された場合において、次の各号に該当するときは、その支給を受けた者は、それぞれ当該各号に規定する医療費で同項に規定する期間に係る金額を市長に返還しなければならない。

(1) 当該被災者(条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等(次号の適用がある養育者を除く。)以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第3で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(2) 当該被災者(条例第4条第1項第1号に規定するひとり親等(第9条各号に掲げる児童の養育者に限る。)以下この号において同じ。)の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等及び当該被災者の扶養親族等でない児童で当該被災者がその年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、別表第4で定める額以上であるとき 当該被災により支給されたひとり親家庭等医療費

(3) 当該被災者の当該損害を受けた年の所得が、当該被災者の扶養親族等の有無及び数に応じて、別表第5で定める額以上であるとき 前各号で支給されたひとり親家庭等医療費

(平13規則4・平14規則39・平24規則23・平29規則18・一部改正)

(条例第5条第1項の受給者証の交付申請)

第13条 条例第5条第1項の規定による申請は、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書(現況届)兼受給者台帳(様式第1号。以下「申請書兼受給者台帳」という。)に条例第3条第1項の対象者に係る次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。この場合において、条例第4条に規定する配偶者及び扶養

義務者がいる場合は、その者に係る第4号及び第5号の書類を添えて行わなければならない。

- (1) 国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律又は社会保険各法による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者であることを証する書類
- (2) ひとり親家庭等認定調書（様式第2号。以下「認定調書」という。）
- (3) 戸籍の謄本又は抄本
- (3)の2 養育者の場合にあつては、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本
- (4) 世帯全員の住民票の写し
- (5) ひとり親等又はその配偶者若しくは扶養義務者の所得の状況を証する書類
- (6) 養育費申告書（様式第2号の2）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当全部支給停止者を含む。以下「児童扶養手当受給者」という。）が、児童扶養手当証書又は児童扶養手当支給停止通知書を提示するときは、前項第2号から第6号までの書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第5条第1項の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したとき（条例第4条の規定に該当するときを除く。）は、申請書兼受給者台帳に記載して、ひとり親家庭等医療費受給者証（様式第3号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

4 市長は、条例第5条第1項の規定により申請があつた場合において、条例第3条に規定する対象者でないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

5 市長は、条例第5条第1項の規定により申請があつた場合において、条例第4条の規定により対象者としないと決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給停止通知書（様式第4号の2。以下「支給停止通知書」という。）により通知するものとする。

6 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和3

5年法律第145号)第14条の4第1項各号に掲げる医薬品(以下「新医薬品等」という。)とその有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有する医薬品として、同法第14条又は第19条の2の規定による製造販売の承認(以下「承認」という。)がなされたもの(ただし、同法第14条の4第1項第2号に掲げる医薬品並びに新医薬品等に係る承認を受けている者が、当該承認に係る医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一であってその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認を受けている場合における当該医薬品を除く。以下「後発医薬品」という。)の使用を促進するため、条例第3条に定める対象者の承諾を得られた場合は第3項に規定する受給者証の表面に、後発医薬品を希望する旨の文言を記載することができる。

(平13規則4・平14規則39・平16規則5・平18規則41・平20規則4・平24規則23・平29規則18・一部改正)

(受給者証の有効期間)

第14条 受給者証の有効期間は、申請日又は更新日からそれ以後最初の12月31日又は受給資格消滅日のうち早いほうの日までとし、1月1日に更新する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に規定する日を申請日とみなす。

(1) 対象者に異動があった後15日以内(当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内)に条例第5条第1項の規定による申請をしたとき 異動があった日

(2) 対象者が他市町村(特別区を含む。)から転入後15日以内(当該期間が経過するまでの間に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内)に条例第5条第1項の規定による申請をしたとき 転入日

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象者が災害その他のやむを得ない理由により条例第5条第1項の規定による申請をすることができなかつた場合において、災害その他やむを得ない理由がやんだ後15日以内にその申請をしたとき

災害その他やむを得ない理由により、当該認定の請求をすることができなくなった日

(平13規則29・全改、平14規則39・平16規則5・平28規則10・一部改正)

(受給者証の返還)

第15条 受給者証の交付を受けている者(以下「受給者」という。)は、その資格を喪失したときは、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

(受給者証の再交付)

第16条 受給者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書(様式第5号)により市長に受給者証の再交付を申請することができる。

2 受給者証を破り、又は汚したときの前項に規定する申請には、その受給者証を添えなければならない。

3 受給者は、受給者証の再交付を受けた後において、失った受給者証を発見したときは、速やかに発見した受給者証を市長に返還しなければならない。

(平13規則4・一部改正)

(条例第7条の支給の方法)

第17条 医療費の支給を受けようとする受給者は、病院、診療所又は薬局等に受給者証を提示し、ひとり親家庭等医療費の支払った額について、ひとり親家庭等医療費支給申請書(様式第6号)により市長に申請しなければならない。

(平13規則4・一部改正)

(支給決定の通知)

第18条 市長は、前条に規定する申請の内容を審査し、当該申請に係る支給額を決定したときは、ひとり親家庭等医療費支給台帳(様式第7号)に記載し、ひとり親家庭等医療費支給決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(平13規則4・一部改正)

(条例第8条の規則で定める届出)

第19条 条例第8条第1項に規定する届出は、ひとり親家庭等医療費受給者変更

(消滅)届(様式第9号)に受給者証を添えて行わなければならない。

- 2 条例第8条第2項に規定する届出は、申請書兼受給者台帳に住民票、認定調書及びひとり親等又はその配偶者若しくは扶養義務者の前年の所得(未届出がある場合は未届年すべての所得を含む。)の状況を証する書類を添えて、毎年12月1日から12月15日までに、行わなければならない。ただし、児童扶養手当受給者については、届出を省略することができる。

(平13規則4・平14規則39・平18規則41・平24規則23・一部改正)

(受給者証の更新、支給停止の通知等)

第20条 市長は、前条の規定により届出を受理した場合(前条第2項ただし書の規定により届出を省略した場合を含む。)において、条例第4条第1項の規定に該当しないと決定したときは、受給者証を交付し、また、同条の規定により対象者としないと決定したときは支給停止通知書により通知するものとする。

- 2 市長は、受給者が条例第3条の資格要件に該当しなくなったと認めたときは、ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書(様式第10号)により、当該受給者であったものに通知する。ただし、受給者が死亡した場合は、この限りでない。

(平18規則41・全改)

(添付書類の省略)

第21条 市長は、この規則により申請書又は変更届若しくは現況届に添付する書類により証明する事項を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附 則

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則(平成5年9月29日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行し、平成5年8月1日から適用する。

附 則(平成5年9月29日規則第31号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。

(幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の一部改正)

- 3 幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（平成4年規則第42号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成6年9月30日規則第32号）

この規則は、平成6年10月1日から施行し、別表の改正規定は、平成6年8月1日から適用する。

附 則（平成7年7月31日規則第24号）

この規則は、平成7年8月1日から施行する。

附 則（平成8年10月4日規則第18号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則（別表第3の改正規定中「2, 338, 000円」を「2, 301, 000円」に改める部分を除く。）による改正後の幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成8年8月1日から適用する。

附 則（平成8年11月25日規則第20号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成8年10月1日以後の医療に要した医療費の支給について適用し、同日前の医療に要した医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月25日規則第17号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成9年4月1日から適用する。ただし、改正後の規則別表第3、別表第4及び別表第5の規定は、同年8月1日から、改正後の規則様式第6号の規定は、同年9月1日から適用する。

附 則（平成10年3月31日規則第7号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条第1号の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成10年1月

1日から適用する。

附 則（平成10年6月25日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成10年1月1日から適用する。

附 則（平成10年7月31日規則第25号）

この規則は、平成10年8月1日から施行する。

附 則（平成11年3月19日規則第5号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月14日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成13年1月1日から適用する。

附 則（平成13年3月27日規則第7号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月25日規則第29号）

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則（平成14年10月4日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成14年7月1日申請分から適用する。

附 則（平成16年2月27日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成15年3月1日申請分から適用する。

附 則（平成17年6月30日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年12月27日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年8月11日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月29日規則第9号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月26日規則第12号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月19日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成24年7月6日規則第21号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年8月1日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年11月15日規則第29号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年9月24日規則第14号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年9月26日規則第17号）
（施行期日）

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成27年6月以前の資格審査に係る改正後の第10条第1号及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第29条第1項に規定する母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び同令第31条の9第1項に規定する父子家庭高等職業訓練修了支援給付金」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金」と、「母子家庭高等職業

訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」と、第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金」とする。

- 3 平成27年7月から平成28年6月までの資格審査に係る第10条第1号及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1号中「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」とあるのは「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）第2条の規定による改正前の母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第31条に規定する母子家庭自立支援給付金並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」と、「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」と、第11条第1項中「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金等」とあるのは「母子家庭自立支援給付金等」とする。

附 則（平成28年3月29日規則第10号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則第14条第2項第1号及び第2号の規定は、この規則の施行の日以降に幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年条例第26号）第2条第2項に規定する児童（以下「児童」という。）となった場合に適用し、同日前に児童になった場合においては、なお、従前の例による。

附 則（平成29年12月28日規則第18号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第12条第1項、別表第3及び様式第1号の改正規定は、平成30年以後の所得による制限について適用し、平成29年以前の所得による制限については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

- 1 両眼の視力の和が0.08以下のもの
 - 2 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
 - 3 平衡機能に著しい障害を有するもの
 - 4 そしゃくの機能を欠くもの
 - 5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
 - 6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
 - 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの
 - 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 9 一上肢のすべての指を欠くもの
 - 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
 - 11 両下肢のすべての指を欠くもの
 - 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
 - 14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
 - 15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
 - 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第2 (第4条関係)

- 1 両眼の視力の和が0.04以下のもの
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両上肢のすべての指を欠くもの
- 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの

- 6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 7 両下肢を足関節以上で欠くもの
 - 8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
 - 9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 10 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
 - 11 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、当該障害の原因となった傷病につき初めて医師の診断を受けた日から起算して1年6月を経過しているもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

別表第3 (第9条関係)

(平13規則4・平14規則39・平16規則5・平29規則18・一部改正)

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	1,920,000円
1人以上	1,920,000円に当該扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額(所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。以下同じ。)又は老人扶養親族があるときは、当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき100,000円を、特定扶養親族等(同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)をいう。以下同じ。)があるときは、当該特定扶養親族1人につき150,000円を、その額に加算した額)

別表第4（第9条関係）

（平13規則4・一部改正）

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等又は児童の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等又は児童のうち1人を除いた扶養親族等又は児童1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

別表第5（第9条関係）

（平13規則4・一部改正）

次の表の左側に定める区分に応じて、右側に定める額とする。

扶養親族等の数	金額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人以上	2,740,000円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額（所得税法に規定する老人扶養親族があるときは、その額に当該老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）60,000円を加算した額）

児童 ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請書 (現況届)										※受給者証記号番号		保険の種類		1 国保 2 組合 3 協会 4 日雇 5 船員 6 共済 7 後期											
兼 受給者台帳										個人番号		世帯主・被保険者・組合員・加入者		申請者との続柄		申請者の氏名									
① 申請者	フリガナ名		氏名		性別	生年月日	年 月 日 生			④保険加入者の氏名		記号番号		保険者名		符号 名称									
	住 所		〒		電 話		()			保 険 者 所 在 地		〒		電 話											
	職 業		〒		電 話		()			附 加 給 付 の 有 無		⑦ 申請者		⑧ 配偶者		⑨ 扶 養 義 務 者									
	勤務先所在地		〒		電 話		()			所得者等		氏 名		a		b		c		d					
生活保護等の受給状況		受給(年 月 日から)・非受給		児童扶養手当の受給状況		受給(年 月 日から)・非受給		⑩同一生計配偶者及び扶養親族の合計数(うち老人扶養親族の数及び特定扶養親族等の数)		(老人)(老人)(老人)(老人)		(老人)(老人)(老人)(老人)		(老人)(老人)(老人)(老人)											
② ひとり親家庭等となった事由		ア 離婚 イ (父,母)死亡 ウ (父,母)障害 エ (父,母)生死不明		オ (父,母)遺棄 カ 保護命令 キ (父,母)向禁 ク 未婚の女子の子		ケ 父母死亡 コ その他()		※ジェネリック医薬品を希望する旨を受給者証へ記載してよいか。		○		×		上記のとおり、ひとり親家庭等医療費 受給者証の交付を申請します。支給事業の現況を届出します。医療費支給に伴い、幸手市が所得状況を確認することに同意します。											
③ 家族の状況	フリガナ名		氏名		生年月日	続柄	性別	同居別居の別	監護又は養育を始めた年月日	※対象・非対象の別	備 考		住所		氏名		印								
	個人番号		申請者本人		男女	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居						
	男女		同居別居		同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居						
	男女		同居別居		同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居	同居別居						
④ 児童に障害があるとき	氏 名		障 害 名		※ 障 害 確 認 の 内 容		障 害 確 認 手 帳 等 の 番 号		等 級		発 行 者		※ 所得		⑩所得		⑪所得		⑫所得		⑬所得				
	氏 名		障 害 名		障 害 確 認 手 帳 等 の 番 号		等 級		発 行 者		所得		⑩所得		⑪所得		⑫所得		⑬所得		⑭所得				
	氏 名		障 害 名		障 害 確 認 手 帳 等 の 番 号		等 級		発 行 者		所得		⑩所得		⑪所得		⑫所得		⑬所得		⑭所得				
	氏 名		障 害 名		障 害 確 認 手 帳 等 の 番 号		等 級		発 行 者		所得		⑩所得		⑪所得		⑫所得		⑬所得		⑭所得				
〔注〕 確認書類欄は、次の書類番号を記入のこと〔1 身障手帳 2 療育手帳 3 診断書 4 特別児童扶養手当 5 その他()〕										⑤振込先		金融機関		支店		1 普通		口座番号		2 当座		名義人			
〔注〕 1 ※の欄は記入しないでください。 2 裏面の注意をよく読んでから記入してください。										※ 戸籍謄本(抄本)		〔 添付 児童扶養手当証書 其他() 〕		住民票		〔 添付 児童扶養手当証書 其他() 〕		所得証書		〔 添付 児童扶養手当証書 公簿確認 〕		認定調書		〔 添付 児童扶養手当証書 〕	
〔注〕 1 ※の欄は記入しないでください。 2 裏面の注意をよく読んでから記入してください。										方書		養育費申告書		〔 添付 児童扶養手当証書 〕		健康保険証		〔 提示 〕							

(裏)

[記入上の注意]

- 1 ①の欄
(1) 「氏名・生年月日・住所」欄は、戸籍又は住民票に記載されているとおり記入してください。住所と住民登録地が違うときは、現住所を()書きで記入してください。
(2) 「生活保護等、児童扶養手当」受給状況欄は該当するものを○で囲み、受給している場合には、受給開始年月日を記入してください。
なお、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方は、「生活保護等の受給状況」欄に記載してください。
- 2 ②の欄
ひとり親家庭等となった事由について、該当する記号を○で囲んでください。
- 3 ③の欄
申請者、児童及び申請者と生計を同じくする人全員について記入してください。
- 4 ④の欄
児童に障害があるときは、氏名と障害名を記入してください。
- 5 ⑤の欄
支給される医療費の振込先金融機関を記入してください。
- 6 ⑥の欄
「保険の種類」欄は、該当する番号を○で囲んでください。
「国保」は国民健康保険、「組合」は組合管掌健康保険、「協会」は全国健康保険協会管掌健康保険、「日雇」は日雇特例被保険者、「船員」は船員保険、「共済」は国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済、「後期」は後期高齢者医療制度の略です。
- 7 ⑧の欄
事実上の婚姻関係にある配偶者も含みます。
- 8 ⑨の欄
あなたと生計を同じくしている(あなたが養育者であるときは、あなたの生計を維持している)あなたの父母、祖父母、子、孫等直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- 9 ⑩の欄
地方税法に定める同一生計配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。なお、地方税法に定める老人扶養親族、特定扶養親族並びに16歳以上19歳未満の同法に定める控除対象扶養親族があるときは、その数を()内に再掲してください。
- 10 ⑪の欄
当該児童がいる場合は、児童名、児童の生年月日、続柄、住所及び同居、別居の別を提出してください。児童とは、地方税法に定める扶養親族以外の18歳に達した日の属する年度の末日までの児童(障害者の場合は20歳未満の者)をいいます。
- 11 この申請書に下記の書類を添えてください。
 - (1)あなたと児童の健康保険証
 - (2)あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本(あなたが養育者であるときはは、児童の父母の戸籍又は除籍謄本又は抄本)
 - (3)世帯全員の住民票の写し(続柄表示のあるもの)
 - (4)本年1月2日以後現住所に転入された方は、前の住所地の市町村長の所得証明書
 - (5)ひとり親家庭等認定調書
 - (6)②の欄のひとり親家庭等となった事由について、その事実を明らかにできる書類
 - (7)④に記入の場合は、障害の程度を確認できる書類
 - (8)養育費申告書
 - (9)児童扶養手当を受けている方は、児童扶養手当証書(児童扶養手当証書を提示できる方は、上記(2)から(8)までの書類は必要ありません。)※この申請書を現況届とする場合は、上記(3)から(5)までと(8)の書類を添えてください。
- 12 税の申告を行っていない場合は、この事業の支給を受けられません。(被扶養者となっていた場合は除きます。)
- 13 申請について、不明な点は担当の職員におたずねください。

様式第2号(第13条関係)(その1)

① ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「ア 離婚」に該当する場合)

1 婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
婚姻を解消した年月日	年 月 日
その他参考事項	

2 事実上の婚姻を解消した場合

婚姻を解消した 児童の父又は母の氏名	
事実婚開始年月日	年 月 日
婚姻関係にあった ときの住所	
事実婚解消年月日	年 月 日
解消理由	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(あて先)幸手市長

住所

氏名

印

様式第2号(第13条関係)(その2)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「イ 死亡」に該当する場合)

死亡した児童 の父又は母の氏名	
死亡年月日	年 月 日
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(あて先)幸手市長

住 所
氏 名 印

様式第2号(第13条関係)(その3)

① ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ウ 障害」に該当する場合)

障害の状態にある 児童の父又は母の氏名		
障 害 名		
確 認 方 法	確 認 書 類	1 身障手帳 2 療育手帳 3 診断書 4 その他
	手帳等の番号	
	等 級	
	発 行 者	
そ の 他 参 考 事 項		

上記の障害確認が診断書による場合

就 労 状 況	1 就労している 2 就労していない (理由) 3 現在休職中 (休職期間)
日 常 生 活 状 況	1 介護状況(常時監護が必要・その他) 2 身辺処理状況(手助けが必要・その他)
通 院 等 の 状 況	通 院 月平均 回 過去1年間の入院歴 回延べ 日間

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(あて先)幸手市長

住 所
氏 名 印

様式第2号(第13条関係)(その4)

㊦ ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「エ 生死不明」に該当する場合)

生死が明らかでない 児童の父又は母の氏名	
生死が明らかでない期間	年 月 日から現在まで
生死が明らかでない状況	
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(あて先)幸手市長

住 所

氏 名

印

様式第2号(第13条関係)(その5)

⑧ ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「オ 遺棄」に該当する場合)

遺棄している父又は母の氏名	
遺棄の期間	年 月 日から引き続き現在まで
遺棄している父又は母と児童の関係	1 実父(母) 2 義父(母) 3 認知した父
遺棄の区分	1 父親が家出 2 母親が家出
遺棄している児童の父又は母の行方	1 不明 2 判明 住所 電話
子どもの安否を気遣う電話、手紙等の連絡	1 無 2 有(頻度)
仕 送 り	1 無 2 有 (1) 定期的に有り(月 円) (2) 時々有り(1回 円) (3) 年 月まで有りその後無し
警察、親類等への捜索依頼	1 無 2 有 (年 月 警察署届出)
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
離婚後の児童の養育	1 母親 2 父親 3 その他()
遺棄している児童の父又は母親の住民登録	1 無 2 有(抹消予定 年 月 日)
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(あて先)幸手市長

住 所

氏 名

印

様式第2号(第13条関係)(その6)

親 ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「カ 保護命令」に該当する場合)

保護命令の申立てをした父又は母の氏名	
保護命令を受けた者(相手)と児童の関係	1 父(母) 2 父(母)の配偶者
保護命令申立ての内容	1 退去命令 2 接近禁止命令 3 子への接近禁止命令 4 親族等への接近禁止命令 5 電話等禁止命令
保護命令決定日	年 月 日
保護命令確定日	年 月 日
保護命令の有効期間	年 月 日
離婚の意思	1 無 2 有 3 現在はないが将来は考えたい
添付書類	1 保護命令決定書の謄本及び確定証明書 2 児童扶養手当請求用確定証明書

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(あて先) 幸手市長

住所

氏名

印

様式第2号(第13条関係)(その7)

親 ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「キ 拘禁」に該当する場合)

拘禁されている児童の 父又は母の氏名	
拘 禁 期 間	年 月 日から 年 月 日までの予定
添 付 書 類	別添 拘禁証明書
その他の参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(あて先)幸手市長

住 所

氏 名

印

様式第2号(第13条関係)(その8)

親 ひとり親家庭等認定調書
(申請書②の欄「ク 未婚の女子の子」に該当する場合)

父 の 状 況	1 不明 (理由) 2 判明 氏 名 住 所 妻の有無 1 有 2 無
子どもの安否を気遣う電話、手紙等	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
子どもの安否を気遣う訪問	1 有 (1) 時々有り(月 回ぐらい) (2) 年 月まで有りその後無し 2 無
仕送りの状況	1 有 (1) 定期的に有り(月 万円) (2) 時々有り (1回 万円) (3) 年 月まで有りその後無し 2 無
生計の維持方法	
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(あて先)幸手市長

住所

氏名

印

様式第2号(第13条関係)(その9)

ひとり親家庭等認定調書

(申請書②の欄「ケ 父母死亡」及び「コ その他」に該当する場合)

児童の父の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
児童の母の状況	1 死亡(年 月 日死亡) 2 その他
その他参考事項	

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(あて先)幸手市長

住 所

氏 名

印

様式第2号の2(第13条関係)

養 育 費 申 告 書

※受付年月日 平成 年 月 日

	受 取 人	療養費の額	誰からのものか	備考
1月	母(父)・児童	円		
2月	母(父)・児童	円		
3月	母(父)・児童	円		
4月	母(父)・児童	円		
5月	母(父)・児童	円		
6月	母(父)・児童	円		
7月	母(父)・児童	円		
8月	母(父)・児童	円		
9月	母(父)・児童	円		
10月	母(父)・児童	円		
11月	母(父)・児童	円		
12月	母(父)・児童	円		
合 計	母(父)	円		
	児 童	円		

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名 ㊟

- (注) 1 前夫(妻)(ひとり親家庭等医療費の支給対象となっている児童の父(母))から前年(ただし、1月から6月までの間に申請する人の場合は前々年。現況届をする人の場合は対象となる年の前々年)に、受給者又は児童が受け取った金品その他の経済的利益(以下「養育費」といいます。)がある場合には、その額を記入してください。
- 2 養育費が無い場合は「養育費の額」の欄に「0」を記入してください。
- 3 療養費は、ひとり親家庭医療費支給制度における所得となりますので、正確に申告してください。
- 4 上記の※の欄は、担当者が記入しますので、記入しないでください。

様式第3号（第13条関係）

親 ひとり親家庭等医療費受給者証					
公費負担者番号					
受給者番号					
申請者		氏名			
		住所			
受給者	氏名	性別	続柄	生年月日	備考
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで				
年 月 日交付 幸手市長					

注 意 事 項

- 1 この証は、幸手市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例により、保険給付等の一部負担金について支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 2 この証は、診療を受けるときに保険証と一緒に病院等の窓口へ提出してください。
- 3 市内の病院等（一部を除く）で診療を受けるときは、保険給付の一部負担金についての支払いはありません。
- 4 市外及び市内の一部病院等で診療を受けるときは、保険給付の一部負担金の全額を支払い、医療費支給申請書に病院等の証明を受けるか、領収書を添付して、市役所に提出してください。
- 5 通常診療時間外に診療を受けるときは、窓口払いが必要となる場合があります。
- 6 その他保険外診療については、窓口払いが必要となります。
- 7 学校（幼稚園）管理下におけるけが等で日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の対象となる場合や他の公費負担医療制度から支給される医療費については、この制度では支給できません。この場合は、受診の際この証を医療機関等に提示しないでください。
- 8 次の場合は必ず市役所に届出をしてください。
 - (1) 転出や死亡などで資格が喪失したとき。
 - (2) 住所、氏名、加入保険、振込口座などに変更があったとき。
 - (3) 生活保護又はそれに準ずる制度の適用を受けることになったとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、資格登録内容に変更が生じたとき。
- 9 市外への転出、有効期間の経過、生活保護受給等で受給の資格がなくなったときは、この証を市役所にお返しください。
- 10 資格がなくなった後、又は不正にこの証を使用したときは、支給を受けた額の全部又は一部を返還しなければなりません。
- 11 救急の場合を除き、平日の診療時間内に受診するなど、医療機関への適正受診にご理解とご協力をお願いします。

様式第4号(第13条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下決定通知書

番 号
年 月 日

様

幸手市長

年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭等医療費受給者証交付申請については、審査の結果、次の理由で対象者と認められませんので通知します。

氏 名

理 由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、幸手市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、幸手市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において幸手市を代表する者は、幸手市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号の2(第13条関係)

ひとり親家庭等医療費支給停止通知書

第 号
年 月 日

様

幸手市長

次のとおり、ひとり親家庭等医療費の支給停止を決定しましたので通知します。

1 支給停止の理由

2 支給停止の期間

年 月 日から 年 月 日まで

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、幸手市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、幸手市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において幸手市を代表する者は、幸手市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第5号(第16条関係)

ひとり親家庭等医療費受給者証
再 交 付 申 請 書

年 月 日

(あて先)幸手市長

住 所
氏 名 印

下記のとおりひとり親家庭等医療費受給者証の再交付を申請します。

記

受給者証記号番号	
受給者証交付年月日	年 月 日
再交付申請理由	1 紛失した 2 破いた 3 汚した 4 その他(理由を具体的に書いてください。)

(注) 破いた又は汚した場合は、当該受給者証を添えて提出してください。

様式第6号(第17条関係)

⑧ ひとり親家庭等医療費支給申請書					
(あて先)幸手市長			年 月 日		
住所			氏名		
氏名			電話 ()		
電話 ()			()		
次のとおり医療費を申請します。					
受給者	受給者証 記号番号		加入 医療 保 険	世帯主・被保険者・ 組合員・加入者の 氏名	
	ふりがな 氏名			市町村民税の状況	課税・非課税
区分	入院	年 月 日から入院日数 日	保 険 名 称	記 号 番 号	
	外来	年 月分外来日数 日		電 話 ()	

注) 上部申請書は、申請者が記入してください。

	入院	日	外来	日
領 収 書				
¥ _____ ただし、年 月分保険診療一部負担金(他法本人負担金 _____ 円を含む。) ー入院時食事療養標準負担額及び外来薬剤一部負担金は、含まない。ー				
保険診療総点数	点	他法負担点数	点	
¥ _____ ーただし、外来薬剤一部負担金 _____ 年 月 日 医療機関等所在地(住所) _____ 名称 _____ 様 _____ 氏名 _____ 印				

注) 1 上部領収書欄は、医療機関等で記入してください。

2 他法負担点数は、公費負担で支払われる額を点数で記入してください。

処 理 欄	受付	年 月 日	通知	年 月 日	支払	年 月 日
	保険診療一部負担金	高 額 療 養 費	付 加 給 付	条 例 第 6 条 自 己 負 担 金	支 給 額 計	
	円	円	円	円		

注) 処理欄における「保険診療一部負担金」の欄には、外来薬剤一部負担金を含めるものとする。

様式第7号(第18条関係)

ひとり親家庭等医療費支給台帳(父子家庭・母子家庭・養育者家庭)
(年 月 分)

受給者証 記号番号	氏名	入院・外 来の別	対象医療費 ①	保険給付額 (高額療養費 を含む) ②	他法負担額 ③	付加給付額 ④	一部負担金の額 ⑤	差引申請額 ⑥ ① - (② + ③ + ④ + ⑤)	支給決定額	備考
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								
		入院・外来								

(注) 父子家庭、母子家庭、養育者家庭別に、月別に記入のこと。

様式第 8 号(第 18 条関係)

ひとり親家庭等医療費支給決定通知書

年 月 日

様

年 月 日付けで申請のあったひとり親家庭等医療費については、下記のとおり支給することに決定したので通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 支給方法

あなたの指定金融機関の口座に振り込みました。

様式第9号(第19条関係)

㊦ ひとり親家庭等医療費受給者変更(消滅)届

受給者証記号番号				
変更の場 合	新氏名 (旧氏名)	() () のため変更)		
	新住所 (旧住所)	〒	電話 ()	
	(新)職 業			
	勤内 勤務先			
	務容 勤務先所在地			
	(新)保 険の種類			
	加療 世帯主・被保険 者・組合員・加 入者の氏名		申請者との続柄	
	入保 記号番号		保 険 者	
	医 険 保険者所在地	〒	電 話	
		付加給付の有無		
その他の事項				
変更年月日		年 月 日		
消滅の場 合	消 滅 理 由	1 他市(町村)に転出 転出先() 電話 () 2 生活保護等受給 3 死亡 4 ひとり親家庭等でなくなった 具体的理由() 5 その他()		
	消 滅 年 月 日	年 月 日		
	上記のとおり、ひとり親家庭等医療費支給事業の申請事項が変更されたので届出します。 受給資格が消滅 年 月 日 (あて先)幸手市長 住所 氏名 印			

様式第10号(第20条関係)

ひとり親家庭等医療費受給資格消滅通知書

番 号
年 月 日

様

幸手市長

次のとおり、ひとり親家庭等医療費受給資格が消滅しましたので通知します。

- 1 消滅者氏名
- 2 消滅した年月日 年 月 日
- 3 消滅した理由

教 示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、幸手市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、幸手市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において幸手市を代表する者は、幸手市長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号（第13条・第19条関係）

（平29規則18・全改）

様式第2号（第13条関係）（その1）

（平16規則5・一部改正）

様式第2号（第13条関係）（その2）

（平16規則5・一部改正）

様式第2号（第13条関係）（その3）

（平16規則5・一部改正）

様式第2号（第13条関係）（その4）

（平16規則5・一部改正）

様式第2号（第13条関係）（その5）

（平16規則5・一部改正）

様式第2号（第13条関係）（その6）

（平24規則23・追加）

様式第2号（第13条関係）（その7）

（平16規則5・平24規則23・一部改正）

様式第2号（第13条関係）（その8）

（平16規則5・平24規則23・一部改正）

様式第2号（第13条関係）（その9）

（平16規則5・平24規則23・一部改正）

様式第2号の2（第13条関係）

（平17規則22・全改）

様式第3号（第13条関係）

（平24規則23・全改、平26規則14・一部改正）

様式第4号（第13条関係）

（平28規則10・全改）

様式第4号の2（第13条関係）

（平28規則10・全改）

様式第5号（第16条関係）

(平 1 3 規則 4 ・ 平 1 6 規則 5 ・ 一部改正)

様式第 6 号 (第 1 7 条関係)

(平 1 3 規則 2 9 ・ 全改、平 1 6 規則 5 ・ 平 1 9 規則 9 ・ 一部改正)

様式第 7 号 (第 1 8 条関係)

(平 1 3 規則 4 ・ 一部改正)

様式第 8 号 (第 1 8 条関係)

様式第 9 号 (第 1 9 条関係)

(平 1 3 規則 4 ・ 平 1 6 規則 5 ・ 平 2 4 規則 2 3 ・ 一部改正)

様式第 1 0 号 (第 2 0 条関係)

(平 2 8 規則 1 0 ・ 全改)